

確認検査業務約款

(契約の締結)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び株式会社広島建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書又は検査引受証を含む。以下同じ）及び株式会社広島建築住宅センター確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。
- 2 甲が乙に申請書を提出した場合は、甲がこの約款、規程及び株式会社広島建築住宅センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）を遵守することを承諾したものとみなす。
- 3 乙は、規程に基づき申請を引き受けた場合には、甲に引受承諾書又は検査引受証を交付する。この交付日に、本約款に基づき契約が成立したものとする。

(契約の終了)

- 第2条 第10条及び第11条の場合を除き、この契約は以下の各号に示す日に終了する。
- 一 確認（計画変更確認を含む） 「確認済証」交付日、「適合しない旨の通知書」交付日又は「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」交付日（期限の記載のないものに限る）
- 二 中間検査 「中間検査合格証」交付日又は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」交付日
- 三 完了検査 「検査済証」交付日又は「検査済証を交付できない旨の通知書」交付日（期限の記載のないものに限る）

(責務)

- 第3条 乙は、善良なる管理者の注意義務を持って、引受承諾書又は検査引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、手数料規程に基づき算定され、引受承諾書又は検査引受証に明示する額の手数料を第7条に規定する日までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲において、申請に係る計画又は建築物等（工事中のものを含む）に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない。

6 甲は、申請に係る計画に関し乙がなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。

7 甲は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合した申請を行わなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の各業務の期日は、次の各号に定める期日とする。

- 一 確認審査業務 確認済証、適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書(期限の記載のないものに限る。) 交付日までとする。
- 二 中間検査業務 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書交付日までとする。
- 三 完了検査業務 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書(期限の記載のないものに限る。) 交付日までとする。

(期日の変更)

第5条 乙は、前条に掲げる業務について、乙の責めに帰すことができない事由により、期日までに完了することができない場合は、甲に対し、その理由を明示の上、期日の変更を請求することができる。

2 乙は、確認が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。

(手数料の支払い方法等)

第6条 甲は、第4条第一号から第三号までの業務の手数料を、手数料規程により乙に支払う。

(納入期日等)

第7条 甲は、確認の申請手数料、中間検査の申請手数料及び完了検査の申請手数料を、銀行振込(控えの写しを提出)又は現金により納入する。

2 甲は、乙が認めた場合に限り、前項の規定に代えて、乙の発行する請求書に基づき、確認の申請手数料、中間検査の申請手数料及び完了検査の申請手数料を納入することができる。

3 第1項の場合、手数料は前納とし、この場合の納入期日は引受承諾書若しくは検査引受証交付日までとする。

(確認審査中の計画変更)

第8条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により申請に係る計画を変更する場合は、当初の申請を取り下げ、改めて乙に申請する。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第10条第2項の契約解除があったものとする。

(乙の免責)

第9条 次の各号の一にあたる時、乙は責任を負わない。

一 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認及び検査が行われたとき。

二 乙による故意又は重大な過失がない場合。

(甲の解除権)

第10条 甲は次の各号の一にあたる時は、乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

一 乙が、正当な理由なく第4条に掲げる業務を完了の見込みがないとき

二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第11条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

一 甲が、正当な理由なく第7条に規定された納入期日までに納入しない場合

二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。また、乙はその契約解除によつ

て甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第12条 乙は、この契約を締結した後、申請に係る計画の概要を、特定行政庁へ通知することができる。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその損害の責めに任じないものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、その契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第23条第1項各号に定める場合にあっても、乙は、建築基準法第77条の25（秘密保持義務）の規定に基づき、同条に優先する法令の定めのある場合を除き、甲の個人データを第三者に提供することはない。

(別途協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成20年6月20日より施行する

(附則)

この約款は平成27年6月1日より施行する